中川村小規模農家営農継続支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業の低コスト化、農業生産体制の構築及び地域農業の活性化を図るとともに荒廃農地や遊休農地の拡大防止を図るため、農業者が行う農業用機械等の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、中川村補助金等交付規則（昭和54年規則第４号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中川村農業担い手支援事業補助金交付要綱第３条の規定に該当しない者で、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

(1) 村内に住所を有する個人であること。

(2) 農業所得の申告を行っている者であること。

(3) ３年以上継続して営農し、経営面積を維持する見込みがある者であること。

(4) 申請時において、納期限が到来している村税、その他義務的納付金に未納がない者

であること。

（補助対象となる事業内容等）

第３条　補助の対象となる事業内容は、補助対象者が農業の低コスト化、農業生産体制の構築の達成のために行う次に掲げる取組みとする。ただし、本事業を活用し国等の補助事業に上乗せ補助する場合には、当該国等補助事業の要綱等の定めるところによるものとする。

(1) 農業用機械及び施設等の取得又は改良

(2) 前号の農業用機械及び施設等に備え付ける機械器具の取得又は改良

２　事業内容は、次に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 事業実施年度で完了すること。

(2) 事業費が30万円以上であること。

(3) 中古機械については、安全性及び使用管理上、問題がなく、残存耐用年数が２年以上のものであること。

(4) 原則として、農業経営以外の用途に容易に供されるようなトラック類、倉庫等汎用性の高いものではないこと。

(5) 事業の対象となる機械等が、補助対象者の成果目標の達成に直結するものであること。

(6) 過去に本事業により機械及び施設等を整備した場合にあっては、当該事業実施後３年を経過していること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付対象経費及び補助率は次の表に掲げるとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助率 |
| 第３条第１項各号に定める事業内容に要する経費（消費税相当額を含む額とする。） | 補助金の額は経費の10分の３以内。ただし、30万円を限度とし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、事業の着手前に小規模農家営農継続支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(1) 農業機械及び施設等の見積書及び仕様の分かるカタログ等の写し

(2) 農業所得申告の直近の収支決算書の写し

(3) その他村長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　村長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

（実績報告）

第７条　補助事業を完了した者は、速やかに小規模農家営農継続支援事業実績報告書（様式第２号）へ次の各号に掲げる書類を添えて村長に提出するものとする。

(1) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類の写し

(2) 事業実施後の状況が確認できる写真

(3) その他村長が必要と認める書類

２　村長は、前項による実績報告書の提出があったときは、事業の実施状況の確認を行い、補助金の額を確定するものとする。

（補助金の請求）

第８条　補助対象者が補助金の交付を請求しようとするときは、小規模農家営農継続支援事業補助金交付請求書（様式第３号）を村長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第９条　村長は、補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、受給者に対し補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 事業実施後３年以内に農業経営を廃止した場合

(2) 当該事業により取得した財産を当該機械及び施設等の法定耐用年数内に処分又は売却をした場合

(3) 偽りその他不正な手段により補助金を受給したと認められる場合

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。